

(1) 休業補償給付の時効

うつ病で休業補償請求をした場合、決定までに6か月程度を要することになります。しかし事故発生日から2年以内に請求をすればその時点で時効はストップします。労災事故発生日から2年と1日目に請求した場合には1日分は時効として給付対象外となります。

(2) 療養補償給付請求の時効

療養補償給付については休業補償給付の請求をしたからと言って時効が停止することはありません。休業補償給付が決定したのちに療養補償給付を請求することになるため請求時点から2年前以前の医療費の自己負担分については保障がされないこととなります。

(3) 年金給付等の時効

障害補償給付や遺族補償給付については5年間の時効となります。

2. 休業補償給付から始める

通常労災申請は病院に療養補償給付請求書を提出しますが、うつ病の場合には労災に該当するかどうかという問題があります。また労災に該当するかどうかが意識に昇るのも一定の期間が経過した後といえます。当然認定されるかどうかは全く分かりませんので、医療費については労災認定された後に健康保険から切り替えることとして休業補償の請求から始めることとなります。

(1) 添付書類

休業補償給付の請求書に添付書類は必要ありませんが、うつ病にかかった原因を調査し、認定基準に沿った事由があるかどうか整理・検討し「申立書」としてまとめることが必要といえます。同時に職場内でどのような状況にあったかなどと同僚からの陳述書も添付できればした方がいいといえます。独力で労災認定を得た知人はこうした書類は何も添付しなかったとのこととす。

(2) 認定基準に則した検討

厚生労働省が「精神障害の労災認定」というパンフレットを出していますのでうつ病の原因と考えられる事項を拾い出し、この認定基準に従って整理する必要があります。

① 精神障害で労災に認定される要件として次の三つがあります。

a. 認定基準の対象となる精神障害を発病していること

ICD-10として10に分類された疾病である必要があります。業務災害の場合には「F3気分「感情」障害」か「F4神経症性障害。ストレス関連障害および身体表現性障害」に定める疾病が対象となります。うつ病はF3に該当し、適応障害はF4に該当します。心身症はICD-10には含まれていませんので労災の対象とはなりません。

b. 発病前おおむね6か月の間に業務による強い心理的負荷が認められること

検討する場合一番大きなポイントになりますので別途見ていきます。

c. 業務以外の心理的負荷や個体要因により発病したと認められないこと

当然業務以外の離婚等個人的な問題や既往症があったりアルコール依存症等があればそれらが発症の原因となっていないかが検討されます。

② 「b. 発病前おおむね6か月の間に業務による強い心理的負荷が認められること」について

発症の原因を「弱」「中」「強」の三つに区分し、「強」と認定されるものが無ければ労災として認定されません。発症原因は即「強」とされる「特別な出来事」と「特別な出来事以外」の二つに分類されています。

「特別な出来事」に属するものとしては、永久労働能力喪失を残す業務上の傷病、他人を死亡させ、又は生死にかかわる重大なケガを負わせたり、重大なわいせつ行為やセクハラ行為が心理的負荷として挙げられています。また長時間労働として、直前1カ月間に160時間を超える場合又は3週間に120時間を超える時間外労働があった場合が挙げられています。

「特別な出来事以外」については、次の6つの「出来事の類型」に分けられそれぞれに「具体的出来事」が「弱」「中」「強」の表として掲げられています。

- a.事故や災害の体験
- b.仕事の失敗、過重な責任の発生等
- c.仕事の量・質
- d.役割・地位の変化等
- e.対人関係
- f.セクシャルハラスメント

聞取りによって判明した転勤によるうつ病の原因と考えられる項目を「出来事の類型」またそれぞれに定められた「具体的出来事」に当てはめて「弱」「中」「強」のいずれに該当するかを検討します。更により「強」に近づける問題が漏れていないか再度聞取りを行なうこととなります。

3. 事例検討

(1) 傷病の経過

転勤により不眠症となり約8か月後に病院を受診するとうつ病と診断され、即休職命令が出て休職。約9か月後職場復帰するが、約1か月半後に脳出血で倒れ入院する。

(2) うつ病発症の経緯と背景

- a.入社以来38年間同一業務で転勤が無く、定年を2年半後に控えた時点での転勤であった。
- b.マイナー労働組合の活動家として会社が転勤対象外としてきたが新支店長の方針を巡って問題が多発し、対立関係となり半年後に転勤させられた。
- c.この転勤は不当労働行為として地労委に申立を行い不当労働行為として認められた。

(3) 「出来事の類型」と「具体的出来事」への当てはめ

該当する重大な類型として、②仕事の失敗、過重な責任の発生等、④役割・地位の変化等と⑤対人関係があります。今回の問題は一職員としての問題にとどまらず労働組合の役員として会社との関係の問題もあり、そのあたりがどのように考慮されるかの問題もあります。

① 「類型②仕事の失敗、過重な責任の発生等」

7項に「強となる例」として「業務に関連し、重大な違法行為(人の生命に係る違法行為、発覚した場合に会社の信用を著しく傷つける違法行為)を命じられた」があり、営業面での特定商取引法違反に関する問題での対立がありました。

② 「類型④役割・地位の変化等」

21項の視点に「配置転換の理由・経過等」また「業務量の程度、職場の人間関係」があり、「強」となる例として、「左遷された(明らかな降格であって配置転換としては異例なものであり職場内で孤立した状況になった)」また「過去に経験した業務とまったく異なる質の業務に従事することになったため、配置転換後の業務に対応するのに多大な労力を要した」があります。労働組合の活動に対する不当労働行為としての転勤があり、その理由を転勤先全員が知っている状況があり、職種は同一であっても一から仕事を覚える必要があったことなどがあります。

③ 「類型⑤対人関係」

30項は上司とのトラブルが扱われ、「強」となる要素として「業務を巡る方針等において、周囲からも客観的に認識される様な大きな対立が上司との間に生じ・・・」とあります。転勤の原因は支店長方針が現場で混乱を引き起こしていることからこれを糾弾する労働組合との対立がりこの組合活動の中心人物であった。

ここに挙げたもの以外にも様々な原因がありますが、それらを類型や項目ごとに検討しながらも総合的に考え方をまとめていく必要があります。この例ではそうしたストレスの渦中でなく、異動による虚脱感、挫折感からの発症といえます。細かく事例が示された認定基準が出来たことで精神疾患の労災申請の道筋が明確になったといえます。

江田島市技能実習生殺傷事件から 1 年

江田島市で技能実習生殺傷事件(2名殺人7名傷害)からこの3月14日で1年が経過しました。この間、新聞で報道されたものそうでないものを含めさまざまな取り組みがなされてきたと思います。広島県水産課はカキ養殖業者への調査をおこない「実習生が劣悪な環境で働いているような事実は見えない。」と結論付きました。また江田島市の各町はイベントに技能実習生を招いて交流をしたとの新聞記事もありましたし、公民館等で日本語教室を始めたとの話も聞いています。外国人技能実習生を支援する会も中国人技能実習生と餃子を造って交流する会を開催しています。フィリピン人の関係では江田島市の2か所で月1回のミサを始めました。また岡山県華僑華人総会は昨年12月に「二度と江田島事件を起こさない為に～外国人研修・技能実習生の実態について」という講演会を開催しています。

この一周年に当たる3月14日の中国新聞に「実習生との共生を探る」との記事が掲載され、技能実習生がいなければ地域経済が成り立たないことまた技能実習生を孤立させないための交流会開催などが報告されています。また「外国人向けサロンや相談窓口の設置も考えたが、運営費や相談に応じることができる人材をどう確保するかといった問題に直面している」、「実習生のニーズがどこにあるのか把握、できることから取り組む。」との江田島市のコメントもありました。こうした取り組みは国際交流・外国人との共生といった面からは良いことには違いありません。しかし技能実習生については疑問符をつけて考えたくなくなってしまいます。都市部と違い地域の産業と生活環境が混然一体化している地域社会において技能実習生問題に取り組むとき次の二つの面からの取組が必要と考えます。一つは国際交流・共生といった面、あと一つは使用者と労働者といった側面です。技能実習生問題の交渉の中でよく聞く言葉に「食事に連れて行ってやった」、「ものをいろいろ与えた」のに「何故残業代のことを言うのか」との言葉があります。外国人に対して良くすることは国際交流や共生といった面からは当たり前なことではないでしょうか。しかし残業代や労働条件等の問題は全く次元が異なる労働契約の問題です。この辺りのことを踏まえたうえで取り組む必要があります。事件を防止する目的であれば労働契約を雇用主にしっかり守らせることが先ではないでしょうか。技能実習生達は技術を習得する目的で江田島市に来ている訳ではありません。留学生の様に勉強に来ているのでもなければ日本での生活を楽しむことなど考えて来ているではありません。可能であれば「残業は毎日したい」、「日曜日も仕事をしたい」というのが本音ではないでしょうか。技能実習生達は母国に残した家族の生活を支えるための出稼ぎ労働者です。中には母国で事業を起こすための資金稼ぎという人もいます。そうした技能実習生問題を理解するキーワードは次の三つです。

- ① 建前と本音の世界であることを全関係者が認めていること
- ② 受入機関のコンプライアンスが欠如していることで問題が発生していること
- ③ 技能実習生は恐怖感の塊であること

恐怖感の塊とは母国は日本の様に安全な国ではないことと、一部の国では保証金を預けてきており、問題を起せば保証金が没収されること、また協同組合から携帯の所持禁止や教会に行つてはいけない等の脅しを受けています。この恐怖感を取り去ることが出来なければ彼らが抱えている問題を日本人に対して口にするのは絶対に無いといえます。

最後にこの記事は、江田島市にいる外国人の人数は580人でほぼ半数が技能実習(ほとんどが中国人です)とのことです。では残りの290人の外国人については問題が無いので取り組む必要が無いのでしょうか。これらの人は定住する人たちが中心です。日本人と結婚したフィリピン人も少なくはありませんが大半は出稼ぎの日系フィリピン人です。しかも技能実習生同様カキ養殖業で働いています。技能実習生は奴隷制度と言われながらも制度に守られていますが、それ以外の外国人は守ってくれるものが無いという現実があります。今後カキ養殖業が生き残る道は日系フィリピン人を中核とした組織づくりではないかと考えています。外国人労働者を一過性の労働力と見るのではなく、地域の構成員として外国人相互間で交流できる組織づくりと今取り組んでいる国際交流・共生への取組、その前提として労働環境の整備をしていただきたいものです。

パラオの民族工芸板彫『ストーリーボード』

パラオ在住 倉田好晴

パラオに来て1年10カ月が過ぎようとしている。

パラオの民族工芸品としては、ストーリーボードと言われる板彫りがある。

パラオは終戦まで約30年日本の統治にあった。1929年から約3年間、コロール国立学校の美術教師として赴任した土方久功氏が、伝統的な集会所建物バイの梁や切り妻に施された伝統的な装飾品を小さなボードに彫り、後世に伝えることを提案して、これがおストーリーボードの原型になり全て手彫りなので同じものがなく、お土産品としてギフトショップで売られている。

初めて、ストーリーボードを見たのはジェイリーショップという囚人が工芸品を加工している作業所だった。

日本から来たギタリストが、慰問に行き演奏したいと言うので一緒に行った。

作業場は、刑の軽い模範囚人が作業をしていた。

監視員に、

「日本から来たミュージシャンなので休憩時間に演奏をさせてほしい。」と頼むと、

監視員は、のんびりしたパラオらしく、

「今、休憩時間にするからすぐ演奏をしてほしい。」と許可がでた。

ギタリストは、ギターと歌を私はオカリナを演奏した。

監視員の人が、みんな喜んでいると、小さなストーリーボードをプレゼントしてくれた。

それから自分でも掘ってみたくなり、日本に帰った時に母が行っていた鎌倉彫のノミなどの道具を持ってきた。

作業所などへ聞いて先生をやっと見つけ、習い始めた。



ストーリーボード彫り込み風景
8月初めから毎土曜日午後彫り込み12月初めに完成した。



右は、先生のブルース。後ろが作業場所

鎌倉彫は、スリッパ入れやブックスタンド、下駄などに彫り込んでいくが、下駄などに彫り込んで使用するため彫り込みが浅い。

ストーリーボードは、風景などの立体感を出すために彫り込みが深く鎌倉彫の道具は使いにくいので使うことはやめた。

板彫りの材料はマホガニー、大きさは、マチマチだが、私は、厚さ3センチ位の板に縦20センチ、横30センチくらいのものを制作した。

パラオの伝説やことわざなどを彫り込んでいく、最初に彫ったのは、『2頭追うもの1頭も得ず』と言うことわざだった。

先生が、鉛筆で書いたスケッチを先生の指示通りに彫り込んでいく。

最初に、右側に海辺の石積みの上に女性二人を彫り、次に左側の海の中に男性一人が左右2面

ある顔を彫った。

てっきり、『海辺の女性二人を追ってどちらも手に入れることができなかった。』というストーリーだと思っていた。

しかし、掘り進んでいくにつれて、海の中にカメと船が彫られ、『男性が漁から帰ってきて港に入ろうとしているところカメを見つけて海に飛び込んだ。ところがカメは捕まらずに船は岸に綱手で結んでいなかったので風で流されだした。追いかけたが船も失った。』と言うストーリーボードが出来上がった。

彫りあがると、サンドペーパーの目の粗いものから磨き、細かいものに3段階代えて磨いていく。

その後、下地処理の石灰の溶剤につけて乾燥させてこげ茶の靴クリームを塗って、たわしで磨くと完成した。

完成したストーリーボード

『2頭追うもの1頭も得ず』



右側の石垣の上に女性二人が笑い左側の海の中に2面顔のある男性がいて右に船、左にカメがいる。

左の海が4段階に深くなっていて、その後ろに空と太陽をさらに深く彫り立体感を出している。

第2作目のストーリーボードよこ45Cm X 縦30Cmの大作 制作期間12月～2月

カメの中にパラオ伝説『パンの木』を彫っている。

伝説『パンの木』



昔々、小さな島に老女が住んでいた。老女は、魚が好物だったが、欲深い島の漁師は、分け与えなかった。そこに親孝行の息子が帰り、母のために庭のパンの木の枝を切った。するとそこから海水と魚が湧き出てきて、母親は好物の魚が食べれるようになった。

これを聞きつけた欲深い漁師は、パンの木の大きく切りつけた。すると、たくさんの海水と大量の魚が湧き出てきた。

しかし、海水はみるみる大きく湧き出てきて、やがて島は海に沈んでしまった。

ケラメイコス

勾玉

信仰の世界は良いとか悪いとかの話ではなく、人それぞれまたお国柄もあり、同じ宗教であっても自分の感性に近いところのものが一番なのは共通することだと思います。趣味の世界も同じようなもので自分のフィーリングにマッチする物が一番といえます。値段の多寡に依らず、その真贋を問わずに・・・お守りもカトリックではメダイと言うものがあるのでカバンに付けていますが、時々どこかに遊びに行ってしまうので新しいのを買ってきて付けます。今つけているのはだいぶ古くなり銀色だったものが赤銅色に変わってしまっています。胸ポケットには口ザリオを入れています。不思議なもので入れ忘れると何となく不安にもなります。お守りの効果はどうか分かりませんが、日々手にすることから意識することからそれなりの効果はあるといえます。凡人にとっては必要なものかもしれません。

しかし、今の時代の大量生産されたモノよりは、古代の祖先たちが生活のために造ったモノをお守りにした方がいいのではないかと考えています。一つはアフリカ出土の新石器時代の矢じりです。2~3cm と小さく、生きるための道具として造られたモノでありお守りとしてはいいのかもしれませんが。ただ 10 個セットでは問題があり今のところ眺めているだけです。

もう一つは日本独自の文化として縄文中期の BC5000 年ごろから古墳時代まで造られてきた勾玉です。時代によって様々な形や材質があり大きさもいろいろです。私が普通イメージするモノは、写真の形の濃い緑色のヒスイ製の勾玉でしょう。時代による形の変化もあるでしょうが、頭にキザミが入ったり、獣形勾玉や子持ち勾玉などと呼ばれる面白いカタチのものもあります。写真の勾玉はヒスイ製で長さ約 4.5cm、厚さ約 1.6cm のサイズで頃合いのサイズです。もともとは祭祀的な意味合いを持って造られたものでしょうからお守りして最適かもしれません。



「無料法律相談会」のお知らせ

- 会場** 広島市中区幟町 4-42
カトリック幟町教会 多目的ホール
- 日時** **平成 26 年 5 月 25 日(日)** 13 時 30 分 ~ 17 時 (受付終了は 16 時)
※ 教会の駐車場は使用できません。
- 相談員** **弁護士**： 近藤 剛史 **税理士**： 碧山 裕二
 弁護士： 森山 直樹 **社労士**： 小松 公寛
 弁護士： 藤井 なつみ

共催：法律相談室 響き / フィリピン人労働者を支援する会

お問合せ先 千瑞穂法律事務所内 弁護士 近藤剛史
電話 082-962-0286
広島市中区鉄砲町 1 番 20 号第 3 ウエノヤビル 7 階

本の紹介

教 誨 師

堀川恵子 著 講談社 1,700 円

私たちと宗教との関係は特別問題を抱えていないものにとってはきれいごとの世界の話で済むかもしれませんが、一旦大きな問題に巻き込まれたり、死に直面した人たちにとっては全く違ったものとして表れてきます。死を前にした無宗教の宗教学者岸本秀夫は必死に生きることを選びました。宗教も死の問題を扱うとしても中心となるのは今を必死に生きることだと思います。即今、此処、自己の己事究明が宗教の本質ではないのでしょうか。この本を教誨師の仕事や死刑囚とのかかわりとして見ていくのもいいのですが、必死に生きることを考えると違った視点から読んでいくのもいいのではないかと思います。

この本は教誨師として長年活動してきた僧侶からの聞き書きを基に書かれています。主人公の師匠は私たちは雑念妄想の中で生きているが海や川で遊ぶことでそれらを忘れ去った空間を持つことが出来るが、死刑囚にはそれが出来ないためそうした空間を持たせるのが教誨師の仕事であると言っています。それを実感した例として、全ての死刑囚を集めた音楽会の席上で居眠りをし、その周りを4,5人の死刑囚が取り囲み笑っており、目を覚ますと「『ボンヤリしているとバラしますぞ!』と笑って、私を揶揄かった。私も、自分ながら。おかしくなって、『すまぬすまぬ』と笑いこけた。」これによってお互いの立場の隔たりが空じてしまったと述べています。一段高いところから信仰の世界など綺麗ごとを語られても受け入れられることは無いでしょう。

また、主人公の失敗談として次のような話があります。何か作業をしていると途中、「先生、あのタナカという大臣はとんでもない男ですね。いくら死刑囚だって、虫ケラを殺すんじゃないまいし、次から次へ幾ら何でもやりすぎです」との言葉に、「ま、法務大臣もそれが仕事だからな、職務熱心なんだろうよ」と考えもなく口にすると、尋常ならざる口調で「私はいつ吊るされるか怖くて・・・」視線を向けると「白目ばかりが目立つ険しい眼差しが自分の方に突き刺さっている。」こうした経験を通して「相手は全身全霊でこっちの話を聞いているぞと、そのことを絶対に忘れたらいけんぞ・・・」と若い教誨師に話すと言っています。死刑囚が今を必死に生きていることはこの本の中で感じ取ることでもできますし、死刑囚が書いた本などでも同じことが感じられます。いざ自分を見るとそうした必死さを持って生きているのか大いに反省しなければいけないのですが・・・。

言 葉

光にさらされる時、すべてのものは、明らかになる。
明らかにされたものは皆、光となるのである。
だから、こう書いてある、
「眠っている者よ、起きなさい。
死人のなかから、立ち上がりなさい。」

エフェソ人への手紙 第5章 第13節～第14節

発 行 所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成26年 4月 1日 発行